

●香川県告示第240号

平成25年香川県告示第17号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定）の一部を次のように改正し、平成26年6月1日から施行する。
平成26年5月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
団地名	公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値			団地名	公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値		
略				略			
木太川西	<u>エレベーターのない住棟の</u>	浴槽のあるもの	0.73	木太川西	4階又は5階にあるもの	浴槽のあるもの	0.73
	4階又は5階にあるもの	その他のもの	0.72			その他のもの	0.72
	その他のもの	<u>給湯器のあるもの</u>	<u>0.81</u>	その他のもの		浴槽のあるもの	0.76
		<u>浴槽のあるもの（給湯器のあるものを除く。）</u>	<u>0.76</u>			その他のもの	0.75
その他のもの	その他のもの	0.75					
略				略			